

第2節 可燃性液体類等の技術上の基準（条例第34条）

1 可燃性液体類等を容器に収納し、又は詰め替える場合の基準（第1項第1号）

第1章第2節6を準用する。

なおこの際、危告示第68条の2の2及び第68条の3の3中の「第2類の危険物」を「可燃性固体類」と、「第4類の危険物のうち第3石油類、第4石油類」を「可燃性液体類」と、「第4類の危険物のうち第3石油類（引火点が130℃以上のものに限る。）、第4石油類」を「可燃性液体類」と読み替える。

また、化粧品の内装容器等で最大容量が300ml以下のものについても、同一の意味を有する他の表示を指導する。◆

2 容器の積み重ね高さ（第1項第2号）

第1章第2節7を準用する。

3 貯蔵、取扱い場所の明示

第1章第3節1を準用する。

4 周囲の空地、防火上有効な塀（第2項第1号）

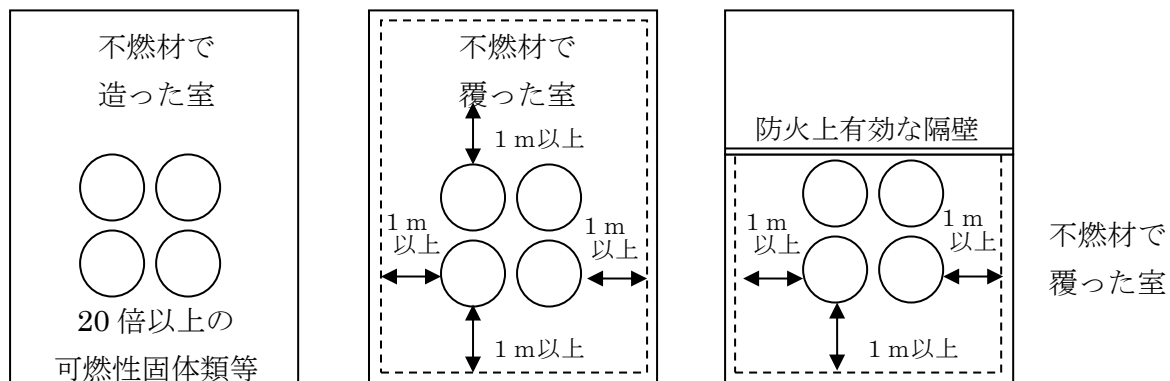
第1章第3節2(1)～(5)を準用する。

5 条例別表第7に定める数量の20倍以上の可燃性固体類等を屋内において貯蔵し、又は取り扱う場合（第2項第2号）

(1) 「防火上有効な隔壁」とは、不燃材料で作られた隔壁又は自閉式防火設備で小屋裏に達するまで完全に区画されているものをいう。

なお上下階がある場合には、当該保有すべき空地又は防火上有効な隔壁までのいずれか距離の短い方の範囲にある上階の床（天井がある場合には天井）及び当該室の床についても不燃材とすること。◆

(2) 防火上有効な隔壁を設けた建築物その他の工作物で壁、柱、床及び天井を不燃材料で覆った室内において貯蔵し、又は取り扱う場合は、隔壁に面する部分を除きその周囲には幅1m以上（200倍以上については3m以上）の空地を保有する（第2－1図参照）。



第 2 - 1 図